# サービス付き高齢者向け住宅自主点検表 記載要領

サービス付き高齢者向け住宅については、

・サービス付き高齢者向け住宅自主点検表①

(根拠規定:高齢者の居住の安定確保に関する法律関係)

・サービス付き高齢者向け住宅自主点検表②

(根拠規定:老人福祉法、京都府有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置運営基準 指針関係)

の2種類の点検表により、自主点検を行ってください。

## 1 自主点検を行う時期

少なくとも年1回行うこととしてください。

# 2 様式の掲載場所

京都府ホームページ内「有料老人ホーム等の自主点検について」に掲載しています。

http://www.pref.kyoto.jp/kourei-engo/13900057.html

### 3 自主点検欄の記載

確認事項の内容を満たしているものについては「〇」印、満たしていないものについては「×」印、内容の一部を満たしているものの十分でないものについては「△」印をつけ、備考欄に不十分な内容について記載しておく等してください。

その他、備考欄は、確認資料等の記載にもご利用ください。

#### 4 自主点検表の保管

作成した自主点検表は、点検を行った日から2年間保管を行い、府が行う事業者 等に対する検査その他府が求める際には提示を行ってください。